

委員長（池口修次君） 証券取引法等の一部を改正する法律案、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融商品取引監視委員会設置法案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございますが、今日、事前に質問通告をしていた直後といたしますが、今日の朝、東京新聞の、これ何面でしょうか、中央青山監査法人の新しい理事長になられた片山さんという方が、東京新聞のインタビューの記事がございまして、午前中も実は、尾立委員が藤沼さんに、公認会計士協会会長に中身をお尋ねしていたんですけども、残念ながらきちんとした答弁返ってきませんでした。

ちょっと本当は資料を皆さんにお配りすればよかったんですが、なかなかそれ間に合いませんでしたので、どういうことをインタビューでしゃべられるかということについて、新聞記者はこういうふうに言っているんですね。「一時国有化された足利銀行や日興コーディアルグループでは監査問題が解決していないが。」と、こういうふうに質問したら、「足利銀行では収束に向けて取り組み、日興問題でも過去の決算で訂正報告書が必要かどうか検討したい。監査をめぐる問題がこれ以上表面化しないよう、総点検する」、もう一度申し上げます、「日興問題でも過去の決算で訂正報告書が必要かどうか検討したい。」これは、私は大変大きな変化だと思っています。しかもこれは大変大きな問題をはらむ問題だと思います。

この問題は、この二月に、私は日興コーディアル証券ベル24のMアンドA案件を、これをSPC、特別目的会社通じてこれを全額いわゆる非上場の会社にしてしまったプロセスについては何度もお話し申し上げました。これは、連結対象に加えるべきじゃないかということめぐって、実は、いや、会計原則からすれば、会計規則からすればこれについてはいろんな意見があるんだと、こういう話だったわけです。

金融担当大臣、このいわゆる新しい片山新理事長が、これはやっぱり再検討していきたいと、訂正報告書が必要かどうか検討したいと、こうおっしゃっておられることについて、金融担当大臣としてはどのように判断をされているのか。

国務大臣（与謝野馨君） 先生がこの問題、度々この委員会で熱心に取り上げられてこられたわけでございますが、実は、直接まだこの件は伺っておりませんので、また個別の問題でございますので、直接的なコメントはできないわけでございますけれども、検討したいということが事実であれば、しばらく待っていただいて、検討の結果を先生も私の方も見るということになると思います。

いずれにしても、連結決算の基準というのは、度々この委員会で申し上げましたけ

れども、実質的に支配しているかどうかということが一つのメルクマールでございますので、そういう面からも、恐らく、再検討してみたいということですから、言葉どおり再検討されるのではないかと考えております。

峰崎直樹君 恐らくこれ、再検討をせざるを得ない理由はあるんだと思うんですね。と申しますのは、私も前回お話ししたんですが、このいわゆる日興コーディアルを担当していた中央青山、この中央青山が処分を受けたわけでありまして。そうすると、引き続き日興コーディアルとしてもこの中央青山にやってもらうのか、その場合も株主総会で恐らくその説明が求められると思いますね。そして、他のいわゆる監査法人に頼むとすれば、監査法人とすれば、いや、問題になっていると、国会で問題になっているということはもうよく御存じでございますし、いろんな、国会以外も随分これは伝えられているわけでありまして。とすれば、この問題について、そう簡単に引き受けましたと、こうならないわけですね。

やっぱり、この自分たちの連結対象範囲については問題があったんだと、このことを認めない限り、実は日興コーディアル証券の監査法人が次にだれになるのかということは、どんな監査法人にとっても実は大変高いハードルになっているんじゃないかと、このように私は思うんですが、担当大臣、どう思われましょうか。

国務大臣（与謝野馨君） 手元に東京新聞の朝刊がございますけれども、これは新理事長が言っておられることは、やはり新しい気持ちで出直すときに、監査をめぐる問題がこれ以上表面化しないよう総点検するというので、きれいな形で再スタートしたいというお気持ちを表したんだと私は読んで、そのように理解をします。

そういう中で、具体的には足利銀行とか日興コーディアルというのが具体的に出ておりますので、そういうものを含めて新しい気持ちで出直すためには、すべて過去問題にされたようなこともきちんと点検した上で再スタートしたいと、そういうお気持ちであると思えます。

したがって、総点検すると、こう言われていますので、総点検されるものと私は思っております。

峰崎直樹君 そこで、これは金融担当大臣にお聞きするよりも、ちょっと委員会にお願いがあります。これまで私は、これまでの中央青山の理事長をやっておられた奥山さんですね、参考人と、こう要請していたわけですが、この新しい理事長さんがこのように考えておられる根拠、これはやっぱり大変重要なので、この委員会に参考人として招致を要請したいと思います。

委員長（池口修次君） 理事会で協議いたします。

峰崎直樹君 実は今日は、大分県の豊和銀行という問題について議論をしたいと思ってやってまいりました。なぜ、おい、金融商品取引法とちょっと違うのではないかということをおっしゃっているんですが、そうじゃないんです。私がなぜこの問題を取り上げたかというのは、今の問題とも絡むんです、監査法人の。

この間、私は前回、たしかちょっと言葉が過ぎたかなと思うんですが、要するに粉飾決算というのがこの日本に非常に横行してきていると。どんどんどんどん粉飾問題が新聞紙上をにぎわしていると。で、中央青山がああいう処分を受けたと。中央青山だけじゃありませんね。この豊和銀行は、担当しているのはあずさ監査法人だと思うんです。いろいろたくさんの監査法人が上場企業を含めて決算をしているわけでありまして。

なぜこのような粉飾決算が多発するんだろうかなと。これは談合問題が、まあ談合問題ほどは多くないんじゃないのかなというふうに思われているかもしれませんが、私は、案外これは、粉飾決算というのは意外と多かったんじゃないのかなというふうに思っている一人なんです。

なぜそういうふうになっているのかということを見ると、護送船団行政の下でのいわゆる監査法人というのは、どんな役割だったんだろうかなと。これは、今日はこれ質問通告しておりませんが、後でもし、私のこの意見にもし感想があれば、大臣のお話をお聞きしたいんですけども。

大体、終戦直後の、高度成長時代に右肩上がりの経済だった。そして、大体モニタリングしていたのは、これは監査法人が監査をするというよりも、このいわゆるメインバンクが、この企業はおかしくなっているんじゃないかとかこの企業は問題があるんじゃないかということは銀行の融資を通じてモニタリングしていたんじゃないのか。

そして、何か問題が起きたら、銀行に問題が起きたりある問題が起きた場合には、必ず大蔵省や、まあ今でいえば財務省かもしれない、金融庁かもしれませんが、あるいは行政当局がこの問題を、合併させたり様々な手法を通じて問題をある意味では制御していくということで、まあ言ってみれば、会計監査、監査法人というものは戦後導入されたけれども、日本においては、会計監査を受けるというのは、有価証券報告書を提出するときに監査の証明書がなきゃまずいからとにかく付けていったと、こういう実態があって、やはり監査法人自身が独立性というものが必要とされない時代が随分あったんじゃないのかなというふうに私は思っているんです。

そういう時代に監査法人がどのような監査をしていたのかなと。そうすると、いや、銀行に言われるままに、あるいは行政当局がこうしたいからということに、あるいはその企業の経営者の言われるままにどうも監査をしているのが常態化していたんじゃないのかなというふうに私は思うんです。これは、いわゆる高度成長時代ならばいざ知らず、あるいは護送船団行政が進んでいるならいざ知らず、これからは、直接金融の時代になると、有価証券報告書、この虚偽記載も大変大問題になってきておるわけですけども、こ

という問題が本当に正しいのかどうかというのは、証券市場というところを通じて資本調達をする、あるいは貯蓄から投資へと国民の投資行動が変わってくる、こうなってくると、今までのような監査の在り方であったらこれは本当に資本市場の要請にこたえられないと。

それで実は私は、この監査法人の問題というのは、あるいは会計監査の問題というのは極めて重要であり、この機会に、私はやはり、監査法人が本当に独立していくために改革を進めなきゃいけないと。それで、あの日興コーディアルの問題やあるいはこれから述べる豊和銀行の問題について、本当に一体どうなっていたんだらうかと、こういうことで質問をさせていただきたいと思っているんですが。

私が今述べたようなことについて、与謝野大臣、どのようにお考えなんですか、まずお聞きしたいと思います。

国務大臣（与謝野馨君） 多分、先生言われましたように、日本の監査は多分緩かったんだらうと思います。それと、どうしても監査法人が監査をする会社と親しくなっているうちに監査も甘くなるということもしばしばあったんだらうと思います。それと同時に、日本の監査は残高証明をチェックするような監査でございまして、期末の瞬間風速のところだけを測って監査をやるということで、期を通じて、全期、一つの期を全体、流れを見て監査をするということは多分余り日本の監査では行っていないというふうに思っております。

そういう意味では、貯蓄から投資という言葉もありますし、またきちんとした情報開示をして投資家を保護するという観点、あるいはきちんと情報開示をして、取引先、顧客、すべての方々に会社の実情をきちんと把握していただく、そういうためには監査の正確性、真実性というものがこれからますます重要に私はなってくると思います。したがって、今のような監査、これで十分なのかどうかということは常に考えながら進んでいかなければならないと思っております。

峰崎直樹君 午前中、藤沼会長も、実は監査料の問題とか監査の独立性の問題とか監査の質の問題なんかについて随分おっしゃっていました。

私は、一時期、監査法人の監査料の問題とか、それはそれで独自に、余りにも今の仕組みじゃまずいんじゃないかなと、こう思っていたんですが、まあもちろんまずいことはまずいんですが、何が今監査にとって非常に重要なのかといったときに、やはり市場と司法の力じゃないか、ルールで力じゃないか。

つまり、下手な監査をすると、粉飾決算が分かると、ばれると、これが大変な損害賠償を請求されると。つまり、それをやったら大変だと。そうすると、適正な監査をするきちんとした監査法人、適正な監査をする人が実は監査を求められるような、そういう方向へ持っていくことを通じて監査料の適正化を図っていかなきゃならない。

そういう意味で、私はやはり、これ、もちろん今度の金融商品サービス法は監査の問題だけじゃないんですけれども、全般にそういう意味で、日本の今までのルール、この弱さ、それから罰則の余りにその不十分さ、それがルーズな監査を実は再生産さしていたんじゃないかというふうに思っているんです。そういった点についてはどのようにお考えになっていますか。

国務大臣（与謝野馨君） 多分、日本の監査法人が受け取っている監査料というのは、例えばアメリカの監査法人がアメリカの会社の監査をやったときの監査料に比べますと、多分数分の一であると思っております。

会社の方も監査にお金を掛けなければならないと思いますし、やはり監査法人の方も、自分のやっている監査というものが非常に社会的に重大なことであって、それには責任が伴うという自覚を持ってやっていただかなければならないと。そのために法整備が必要ということであれば、これは国会の皆様方としっかりと論議をしながら、どのような点を補っていくべきかということは金融庁としては積極的にやらしていただきたいと思っております。

峰崎直樹君 それでは、各論といたしますか具体例から入っていきたいと思っております。

四月二十八日でございますが、大分県の豊和銀行が金融庁から経営改善を求める早期是正措置を受けたと、こういうニュースが我々のところに入ってきたわけです。私も実は、いやもう日本の金融機関の不良債権問題はもう終わったんだと、前任者の竹中金融担当大臣、元の大臣ですか、伊藤大臣がおられましたからその前ですね、竹中大臣は高らかに、もう不良債権問題がある、これはもう日本経済にとって一番大きい改革しなきゃいかぬ課題なんだと、こうおっしゃっていて、当然もう不良債権問題は終わったのかなと、こういうふうに思っていたわけでありまして、実はそうではなかったということでございまして、豊和銀行に金融庁が早期是正措置を発動したわけでありまして、その理由及び背景を、簡単に結構でございます、教えていただきたいと思っております。

国務大臣（与謝野馨君） 先生御指摘のように、豊和銀行は、四月二十八日に、十八年三月期決算の業績予想修正を公表した際、このように述べております。

監査法人との協議を経て算出した自己資本比率が健全行の国内基準を下回る見込みとなったことから、本日、金融庁より早期是正措置命令を受けたと、これが豊和銀行の説明でございます。

また、自己資本比率が健全行の国内基準、すなわち四%を下回る見込みになったことについては、次のように述べております。

十八年三月期決算においては、抜本的な不良債権処理を行う必要があるとの認識から、金融庁の検査結果を踏まえ、極めて厳格に自己査定を行った結果、予想を上回る与信関連

費用を計上することとなったため、まあこれが豊和銀行側の御説明でございます。

峰崎直樹君 要するに、金融庁が検査に入って、そしてその検査の結果、あなたのところのこれは不良債権だよと、もっとこれはきちっと処理し、引き当て積まなきゃ駄目だよと、こういうことで実は予想以上に膨らんでいったと、これがここに書かれてあるわけですね。

そこで、まず金融庁、検査のことについてお聞きしたいんですが、過去五年間ぐらいにこの豊和銀行に対して何回ぐらい、そして回数が少なければ、いつからいつまで検査に入ったのか、教えてください。

政府参考人（西原政雄君） お答え申し上げます。

豊和銀行に対する検査でございますが、過去五年、今回の検査も含めまして三回の検査を実施しております。

今回の検査は平成十七年九月期を対象とした検査ですが、今年の一月の二十六日から立入りを開始いたしまして、三月の二十九日に立入りを終了しております。

前回の検査は、平成十六年の三月の十日から立入りを開始しまして、四月の十三日まで。それから、その前の検査でございますが、平成十三年の十月の三十一日に立入りを開始いたしまして、その年の十二月の二十日に立入りを終了していると、こういうことでございます。

峰崎直樹君 ありがとうございます。

その間の豊和銀行の自己資本比率、ちょっと調べてみたんですけども、今度は自己資本比率が二・一％ぐらい、二・二％に下がったというんですけども、皆さんのお手元に、「一、豊和銀行自己資本比率推移」と書いてありますが、ずっとその間検査されても、十二年度から十六年度までは七・八から六・八七と、ちょっと低下傾向ですけども、それほど、四％を大きく下回らなかったと。これが十七年度、すなわちこの三月三十一日の決算ではこれは二・二％まで下がったという、これが今回のいわゆる検査に伴って、いわゆる不良債権の処理を進めた結果二・二％に下がったんだと、こういう理解でよろしゅうございますね。それかどうかということだけお聞きしたいんです。

政府参考人（西原政雄君） 今回の検査は、平成十七年の九月期を基準としまして検査を行いました。

それで、先ほど申しましたように、立入り終了が三月の二十九日ですが、検査結果を通知しましたのが四月の十四日、それを踏まえまして、十八年の三月期、この検査結果も踏まえまして、それを反映させた結果として十八年三月期の自己資本比率が今述べられたような数字になったということでございます。

峰崎直樹君 ちょっと金融担当大臣にあらかじめお聞きしておきたいことがあるわけです。それは、金融庁長官が、これは記者会見の中で記者から、豊和銀行がいわゆる公的資金の注入などを申請するというようなことについて質問があったわけでありますが、そのことについてこのようにおっしゃっているんですけれども、こう理解してよろしいかどうか。

要するに、なぜそうなったのかということについて、これは大口の与信先に対する管理が十分でなかったということから、その与信集中のリスクが顕在化をして健全性の基準を下回るところまで不良債権処理が必要となったということでありまして、特異な事例だったと思います、地域金融機関全般に何か問題があることの現れとしてこういう問題が生じたということではないと思います。後でいろいろ書かれておりまして、要するに、今リリースバンキングシステム通じて結構向上しているんだと、こういう理解を新聞記者の皆さんに記者会見でしゃべっておられますが、与謝野担当大臣も同様の認識を持っておられますか。

国務大臣（与謝野馨君） 五味長官と全く同一の認識でございます。

峰崎直樹君 それでは、皆さん方もちょっと眠いかもしれませんが、退屈なお話かもしれませんが、この豊和銀行というのを、ちょっと私、皆さんに資料をお渡ししましたので見ていただきたいんですが、この連結の貸借対照表が資料二として載せております。

これは単位、十億円ですから、それぞれ今、十八年三月期の決算は五千三百五十億円の資産であると、その前は五千六百六十億ということでございまして、合計の資産が少し下がっております、その大半は貸出金。要するに、銀行は企業に貸出しをするわけでありまして、それが一番大きいウエートを占めているということでございます。

今度は負債の方はどうなのかというと、負債・資本のところでごらんになっていただきますが、負債・資本の合計五千三百五十億円、そのうちの預金が大体五千五百五十億円ということで、負債の大半は預金であるということでございまして、ある意味ではこの銀行というのは比較的分かりやすいといえますか、皆さん方から預金を五千億以上集めて、それを貸付けに回してその利ざやでもって商売をしているんだと。

で、どのぐらいの利ざやが上がってくるのかというと、次の二ページ目の資料を見ていただきたいんですが、損益計算書ということで三年間、十六年、十七年、十八年で貸出金の利息として大体毎年百十億から百二十億と。なぜそうなるのかということは、貸出し時の利息と、それから企業に貸し出している利息と預金利息との利ざやが問題になるわけでありまして、貸出金の利ざやは、平成十六年三月期が二・八九%、平成十七年三月期が二・七九%。それに対して、ごめんなさい、二・九七と二・八七です。一方の預金の利回りの方は〇・〇八ということで、ほとんど預金金利は払っていないということです。ですから、

その差額の利ざやが二・八九と二・七九と。これを大体掛け合わせるとおおむね年間百二十億円のいわゆる利ざやの差が入ってくるわけです。

経費はどのくらい掛かっているのかということをおおむね三ページ目に、営業経費ということで、単体でしかちょっと見せておりませんが、給料、諸手当、そのほか記載をしているとおりでありまして、大体八十億円前後です。

そうなってくると、この銀行は、百二十億大体安定的に経常利益があって八十億の経費が掛かっている、そうすると残り利益は四十億というのが大ざっぱな流れだということをおおむね理解をしていただきたいわけです。

それで、そういうところが一体どうなったのかということをおおむね不良債権のところの実態を見てみたところ、不良債権は、十六年、その三ページ目の五番目の豊和銀行における不良債権でございますが、この中身を見てみますと、大体引き当てているときは、十六年三月期というのは四十億円程度引き当てている、十七年三月期はこれが七十二億にちょっと跳ね上がっているわけです。

先ほども、検査は三回あったと申し上げましたけれども、その三回に実はなかなか見事に対応しているんじゃないかと思うんですが、その次の四ページ目を見ていただきたいわけですが、この豊和銀行というのは、大体通常はいつもぎりぎりの、まあ四十億もうけがあるんだけど、不良債権があるために実際の当期純利益というのはどのくらいになっているのかというのは、この資料六の上の、上段の真ん中の当期純利益を見ていただいたら分かるんですが、十四年三月期の実績は三十二億の当期純利益がマイナス、赤字ということですね。それから、翌年はまた四億四千六百万、翌年は三億六千六百万、十七年三月期が今度はまた赤字が増えて十七億赤字になっているわけです。そして、次の十八年三月期は、後で出てくるんですけど、もっと赤字になるわけです。

問題は、実は何でこんなふうで、この数字を見ていって、これは平成十四年三月期で当期純利益三十二億四千百万。経常利益が六十九億だったのに当期純利益が減っているということは、多分その差額であるところの三十六億五千九百万円というのは、きっと何かを処分してそこからその穴埋めをしたに違いないんです。つまり、不良債権処理をここでやった。本来ならば、これで完全に終わってれば、きれいな債権が多ければ、当然翌年からは四十億近い利益が上がってしかるべきなのに、依然として四億四千六百万、三億六千六百万と。

どうしてそうになっているかということ、またその不良債権の処理に、引当金に毎年のように四十億近い不良債権処理を充てているということなんです。そして、十七年三月期の決算というのは、十七年三月期ということですから、先ほどの検査があった翌年になると、このように経常利益が赤字になり、当期純利益は赤字になってしまう。どうもこの流れを見たら、ある会計士さんがこう言ったんです。これ、峰崎さん、粉飾決算しているからこうなるんじゃないのと、こう言ったわけです。

ちょっと豊和銀行というのは、大体九〇%が大分県内、九〇%が大分県内、九〇%が

中小企業という典型的な第二地銀の実態なんですけれども、貸出し先はどんなところに、業種に貸し出しているかというのをこの資料七に記載をしたわけです。豊和銀行貸出し先残高明細表ということで、ちょっと黒い網を掛けておりますが、建設業、卸売・小売業、不動産業、通常これは不況三業種と言われた。このいわゆる不況三業種というのは、東京では、もう大都市ではこれはいろいろ建設業もラッシュ。卸、小売もなかなか勢いがいい。不動産も、森ビルが建てたとか、いや、あそこのヒルズがどうのこうのといって大変なにぎわいを示しているわけです。地方は、御存じのように、この辺りは全然ひどいわけでありませぬ。

その意味で、この豊和銀行の主要経営推移を見、あるいは豊和銀行の貸出し先残高の明細を見るにつけ、どうもこの銀行の不良債権処理というものは、いつも徹底的にやった徹底的にやったと言っているけれども、どうもこれはおかしいんじゃないのかなというふうには私もちょっと見えるんですが、このように疑いがあるというふうには私は見ているんですけれども、この今、私の見方に対して、大臣、個別のことに対してはなかなか答えにくいかもしれませんが、一般論として結構ですから、この銀行のこのいわゆる決算、あるいは不良債権の推移、なぜこんなふうになっているのか、ちょっと御意見があったらお聞かせ願いたいんです。

国務大臣（与謝野馨君） 先生はよく分析されておられまして、やはり豊和銀行の貸出し先というのは、建設業、卸・小売、不動産業と不況三業種にも相当の貸出し残高がございまして、こういうものが収益を圧迫してきたということは十分予想されることとございまして、先生がお話になりました豊和銀行の十四年三月期の決算につきまして、私どもの知っていることを申し上げますと、十四年五月二十八日付き決算短信において、連結子会社である株式会社ほうわファイナンスの清算費用を含んで貸出金償却、引き当て費用が増加したことから、市況低迷による有価証券減損処理によって有価証券関係損益が減少したことを赤字決算の要因として同行は挙げております。

峰崎直樹君 いや、私は具体的にあると思うんです、例があると思うんですよ。問題は、そういう金融庁の検査が入って、不良債権を落とさないと。そのときは赤字を出してでもとにかくやるんです。しかし、翌年から、じゃそれで終わったのかと思うと、実は終わってない。四年後にまた検査が入る。そうするとまた不良債権の赤字処理に出る。そして、今年一月から入ってまた不良債権の処理が徹底している。その結果、もうとうとう耐え切れなくなって自己資本比率が二%台ちょいになってきたわけですね。

この間、本当に不良債権処理というものを、不良債権と言われているものを本当にこれは処理をしてきたんだろうかと、きちんと、というところに、どうもそうではないのではないかというふうには私は思っているんですけれども、その点どうだろうかということを私は質問したわけなんですけれども、まあよろしゅうございます。

ちょっと時間があと十五分で私も交代しなきゃいけないので、今日、全部質問できなければ、また六日の日にまた私自身時間がいただけますので全部そこでやりたいと思いますが、まず確かめなきゃいけないところだけちょっと確かめさせていただきたいと思うんです。ありますか、何か、今の。

国務大臣（与謝野馨君） 個別の金融機関の決算に関するコメントは差し控えさせていただきますが、豊和銀行を含む金融機関の決算は、自己責任原則の下、当該金融機関が会計基準等にとった会計処理を行い、会計監査人による監査を経た上で確定するものであり、豊和銀行の過去五年間の決算についても、こうした適切な手続を経て行われているものと私どもは承知をしております。

峰崎直樹君 本当に適切であればよかったわけですよ。まあ、それは恐らく金融担当大臣としては、いや、適切に行われているということだったんだろうと思うんです。

そこで、今から、本当に適切だったのと。資料の五ページ目に豊和銀行の資産査定が、これは正に自己査定だったわけであります。その自己査定について、本当にこういう状態であれば問題はないんだけどなというふうに私は思うわけでありますけれども、しかし、どうもそうではないという一つの証拠があるんです。

何かといいますと、私、質問要旨に書いたわけでありますが、豊和銀行の二〇〇五年のアンニュアルレポート第十九ページに「次期の見通し」ということで次のような文章が記載されているんです、このアンニュアルレポートというのを調べたわけでありますが。

その中にどういうふうにかかれてあるかということ、ちょっと読み上げますと、平成十七年度は不良債権問題の終結に向け、お取引先に対し、再生部門と過剰債務部門とを区別するなどの抜本的再生支援策を講じるため、貸出金関係損失は九十億円程度となることを想定しております。このため、単体の業績は、経常収益百四十七億円、経常利益、赤字でマイナス二十八億円、当期純利益マイナス二十億円を予想しています。

これを、今私が読み上げたことについて、ごらんになって、大臣、これどういうふうにお考えですか。

国務大臣（与謝野馨君） この件についても個別の問題ですからコメントは差し控えさせていただきますが、一般的に言いますと、次期の見通しというようなものを発表する場合には、その時点において見通せる事象を勘案して、取締役会等の適正な手続やルールに従い、また、必要に応じて会計監査人との協議等を経て開示されているものと承知をしております。

峰崎直樹君 これ、次期にはもう九十億円マイナスになりますよと、要するに不良債権処理をしますよと言っているんですけれども、出ますよということを言っているんですよ

ね。ということは、もう、前の期に九十億円もうあるんだということを認識しているからこういう表現になっているんじゃないですか。そういうふうに理解できませんか、大臣。じゃ、もしよければ検査局長でもいいですよ。

委員長（池口修次君） どなた、答えますか。金融庁佐藤監督局長。

政府参考人（佐藤隆文君） 上場企業が決算発表いたしますときに、次期に、次の期についての見通しを併せて公表することが多いわけでございますけれども、その時点におきましては、確たる高い確度でもってこうなるといふ部分と、それから今後の見通しにかかわる部分とがあろうかと思えます。そういった見通しにかかわる部分については、その期の決算に直ちに反映するというより、その期の決算においてはその時点で明確になっていることを反映して決算をつくると、こういうことであろうかと思えます。

峰崎直樹君 正に発生主義の原則ですよ。その時点において発生しているものはその時点で会計の中に表さなきゃいけない。このいわゆる豊和銀行の、監査人も多分見ていると思いますが、アニュアルレポートで書いてあることを見ると、九十億円は来期必ずもう実はこれ不良債権処理その他でやんなきゃいけないんですということを宣言しているんです、これ。そうしたら、それ、その時点で上げなきゃいけないんじゃないですか。この九十億円というのは後で百七十九億円というふうに倍ぐらいになっちゃうんですよ。

そうすると、ここの時点でなぜ、九十億円という現実に不良債権として認めたものが発生しているのに、その時点ではなぜ会計上、会計原則からすれば、発生主義からすれば、当然その時点で認識するのが原則じゃないんですか。当たり前じゃないですか。それをやってないんじゃないんですか、これ。どうですか、大臣。

政府参考人（佐藤隆文君） 個別の銀行の決算についてはコメントを差し控えたいと思えますけれども、先ほど申し上げましたとおり、この次の期の見通しというのは不確実な要素も含んで見通しを立てるといふことだろうと思えます。個別のことはちょっと申し上げられませんが、不良債権の残高がかなり大きいといった場合には、そこから一つの期が経過するに伴って新たな与信コストが明確なものとして認識されることになるといった流れがあろうかと思えます。そういったことも含めまして、将来の予想見通しとしてその業績予想というものを出しておられるのではないかと推察いたします。一般論でございます。

峰崎直樹君 幾ら一般論でもですね、こういうふうに書かれているということは、現実にこういうものがもう既に不良債権の実態として存在しているということを、これは不良な部分とそうでない部分に分けてということまでわざわざ書いてあるわけですよ。という

ことは、こういうところでやはり発生主義の原則に立ってきちんとした会計処理がなされていないということをおはこれは表しているんじゃないかと思うんですよ。これ会計士の皆さんに本当聞いてみたいところなんです。今一般論でいろいろ答えられていますが、具体的に固有名詞でなかなか分かりにくいのかもかもしれません。

そこで、粉飾ではないだろうかというふうに私は思っているわけでありましてけれども、実は、もう時間もあと十分程度に下がりましたんで、質問の方をちょっとやや先に飛ばさしていただきたいと思うんですけども、実はこの平成十八年三月期の決算短信、これによって実は明らかになってきたことがあるわけでありまして。それは何が明らかになってきたかということ、二十二億円の特別利益を上げているわけです。どうして特別利益を上げているのかなと思って、もう一方で貸付けの金額を調べてみたら、貸付けの金額がおおよそ五百億円減っているんです。

つまり、優良な貸付先があった、不良な貸付先があった、トータルとしてこの銀行は、率直に申し上げて本来ならば四十億円の利益が上がる、そういう会社なんだけども、不良債権があるためにもうゼロ%か、若しくは時々その氷山の上にちょこっと顔が出るぐらいの利益を出すぐらいの、実質的にはゼロぐらいしか生まれないような債権しか持っていなかった、これが貸付けの実態だと思うんですね。総資産に対する利益の割合というのは、平成十五年、平成十六年、みんなこれは三億とか四億のそこそこのあれなんです。それだけしか上がっていない中で貸付金が五百億落ちているんですよ、この一番、十八年三月は。そして、その分では実は特別の利益が二十二億上がっているんですよ。この中身は何なんですか。

政府参考人（佐藤隆文君） 御指摘の点に該当いたしますと思われるのは、豊和銀行が五月二十五日に公表をいたしました十八年三月期の決算短信に記述がございまして、当行は住宅ローン債権の流動化を実施し、その譲渡益二十二億五千九百万円を特別利益に計上しているという旨が記載されているということでございます。

峰崎直樹君 ところで、それはいつ住宅ローン債権はつくられて、それはいつ販売したんですか。

政府参考人（佐藤隆文君） 個別金融機関の個別の取引でございますので、詳細を説明することは差し控えさせていただきたいと存じますが、この住宅ローン債権の証券化につきましては、三月八日、本年の三月八日でございますが、豊和銀行自身が適時開示を行っております。この公表資料によりますと、この本件証券化の概要につきましては、当行の保有する住宅ローン債権の一部約四百億円を信託銀行に信託し、その対価として得られる信託受益権のうち優先部分約三百二十億円について証券会社を通じて投資家に販売する予定である。優先受益権の受渡し日は平成十八年三月二十九日（予定）と、こういった記述が

なされております。

峰崎直樹君　そういうスキームでどなたが売ったかというのはもう一般投資家以上は分からないわけですね。

ちょっと念のためにお尋ねしますが、西日本シティ銀行というのがこれ三十億ほどこのいわゆる豊和銀行に融資をすること、約束がなっているんですけども、そういうことになっていますね。そこがまさかこのいわゆる住宅ローン債権を買ったということではないんでしょうね。

政府参考人（佐藤隆文君）　証券会社を通じまして一般投資家に販売されたというふう
に承知をいたしております。

峰崎直樹君　はい、分かりました。

そこで、この二十二億円の売買というのは、これは証券化をして、そしてその優良な部分を一般投資家に売買したということでその売買益二十二億が入ったということなんですが、そうすると、四百億で二十二億ということは大体五%ぐらいの言ってみれば利ざやということになりましょうか、売買利益。

先ほどから何度も言っているように、この銀行はほとんどいわゆる貸付先はゼロ%のその金利しか入って来てないんです。ひょっとしたら不良債権の査定いかんによってはこれマイナスになるかもしれない。そのときに、優良な債権である住宅ローン、これ私、住宅ローンというのはたしかB I S規制でも五〇%のリスクウエートですから、民間銀行に貸すよりもはるかにこれはいいんですよ。ウエートが低いわけです。つまり、安全だと、有利であると、そして四%ぐらいの利ざやが稼げる。これを実は売っ払ってしまうと、この残された四千五百億は、五千二百億ですから四千七百億ですか、貸付けが減る。そうすると、この銀行はとらの子のいわゆる住宅ローンで利ざやが稼げてたのが、それを売っ払っちゃっていいもんだから、売れるもんだから、そして残されたいわゆる債権というのは、貸付資産というのは一体、これはもう劣化して大変これ問題なんじゃないですか。

これ、商法に何かそういう規定があったんじゃないですか。商法第二百四十五条第一項、商法だったか会社法だったか、どっち、忘れてしまったんですけども、ちょっと古いものになっているかもしれませぬ。商法の、営業の全部又は重要な一部の譲渡を行うためには株主総会の特別決議を経なければならない、こうなっているんですよ。

一般的に、私は、住宅ローン債権をつくってそして販売する、住宅公団がそういうのをやっている、大いに結構だと思うんですよ。ただし、住宅ローンのいわゆる利益率はここでいったら四%になっている。ほかのいわゆるもっともうかるところを持っているということならいいんですけども、この銀行に関しては多分最も優良なその債権を売っ払っちゃったんじゃないですか。だって、さっきから何度も言っているように、ほとんどこれ利

益上がってきてないんですから、このいわゆる何年も。赤字になることはあったとしても。

そうしたら、こういうものを売却をするということについての問題は大変大きい問題を残しているんじゃないんでしょうかね。二十二億円をこれ計上すること自身の正当性も実は会計上疑われるんじゃないですか。この点どうなんでしょうか。一般論で結構ですから教えてください。

政府参考人（佐藤隆文君） 個別金融機関の個別の取引の会計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきたいと思っておりますけれども、一般論で申し上げますと、各金融機関が個別具体の取引を実行するに当たっては、関係する各種法令や会計ルール等の適合状況、取引の適切性等を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められているというふうに認識をいたしております。

その中で、貸出債権の証券化によるオフバランス化というものは一般的に行われておるわけでございますが、一般論として申し上げますと、優良な債権を適切な価格により売却しているということであれば、それは不適切とは言えないというふうに思います。

ただ、いずれにいたしましても、各種法令、会計ルールに適合していること、取引の適切性を十分にチェックして各種リスクの状況等についての的確に把握すると、こういった適切な審査を行うことが求められるというふうに認識をいたしております。

峰崎直樹君 まあ役所ですからそういうふうに答えるのかもしれませんが。しかし、状況をよく見てもらいたいんですよ、これ。さっきから何度も言っているように、この銀行はほとんど利益率が上がっていない銀行で、ゼロ%でしかですよ、いわゆる貸付けに対するリターンが。その中で住宅ローン債権というものを四百億もそれを証券化してしまったら、この残された企業という一つのゴーイングコンサーンというのはどうなるんでしょうねと。そういうことから判断して、商法のいわゆる背任に当たりませんかということ述べているんですよ。

だから、売り方が適切であったか、そういうことを聞いているんじゃないんですよ。それが法律上の法令の解釈で言えば、あなた方が言っていることが正しいのかもしれない、間違っていないのかもしれない。しかも、私は全体としてそういうふうに解釈をしないと、こういうときの監査やあるいは決算の在り方というのは私は間違えると思うんですよ。

今日はもう時間ありません。私、これ何も豊和銀行がけしからぬと言って、大分に恨みがあって言っているんじゃないんです。この銀行を何とかつぶせとかそういうことを言っているんじゃないんです。一つの氷山の一角として、後で、次回で述べたいと思うんですが、恐らく相当な、こういういわゆる第二地銀とか地銀とか、そして協同組合的な農林関係だとか漁業関係のいわゆるそのこの辺りは本当はどうなっているんだろうねということをしっかりしないと、地域経済が発展しないんじゃないんですか。大手だけが何とか身ざれいになっていったけれども、それで大手でそこは経済は発展したかもしれない。しかし、

末端の中小企業の抱えている地域金融というのがこういう状態になっているから地域経済がおかしくなっているんじゃないですか。

大臣、竹中大臣はもう金融問題終わったなんて言っているんですよ。こんな実は大変な問題を残しながら実は今別の大臣になっていかれているんですけども。是非、こういう地域経済を発展させるためには地域金融がしっかりしなきゃいけない。その地域金融をしっかりさせるのには、地域のいわゆる監査の在り方とか、あるいは企業経営の在り方、コンプライアンスの在り方、こういうものをやはりきちっとこの機会に、私はこの間の与謝野大臣の答弁を聞いていて、与謝野大臣だったらこれやってくれるんじゃないんだろうかというふうに私は思っている一人ですので、最後にそのことを聞いて、残りの部分、是非、これは次回に質問をさせていただくということで、その質問を聞いて終わりたいと思います。

国務大臣（与謝野馨君） 地域銀行を良くするというのは、その地域社会にとりまして大変大事なことでございます。例えば、足利銀行に早く正常な姿に戻ってほしいというのは栃木県民の非常に強い御要望である。そういう例を見ましても、やはり地域社会の中にあります銀行の健全性というものは地域経済にとって大変大事な地域の柱であると思っております。

ただ、地域の銀行が良くなるために、やはり地域社会、地方の経済が良くならなければならぬわけですし、むしろそちらの方が私は基本ではないかと思っております。現在の景気の状態を見ましても、東京圏とか東海、近畿とかまだまだ経済が良くなっているのは地域的に偏在をしているわけございまして、本当に日本の経済が地域の区別なく良くなっているかといったらまだまだ地域差があると。そういう地域差を克服するためのやはり政治的な配慮、政策運営もまた必要であると。そういうことがやはり地域の銀行、金融機関の健全性をも回復させると、そのように私は考えております。

峰崎直樹君 ありがとうございます。